

議案第69号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高速鉄道3号線の天神南・博多間を經營することによる営業距離の延長に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例

福岡市高速鉄道乗車料金等条例（昭和56年福岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（対距離区間制）

第3条 料金は、対距離区間制により定めるものとし、区間は、次の表の左欄に掲げる乗客の乗車駅及び降車駅間の営業キロ程の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

営業キロ程	区間
3キロメートル以下の場合	1区
3キロメートルを超え7キロメートル以下の場合	2区
7キロメートルを超え11キロメートル以下の場合	3区
11キロメートルを超え15キロメートル以下の場合	4区
15キロメートルを超え19キロメートル以下の場合	5区
19キロメートルを超える場合	6区

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。